

1 件名: 日本核燃料開発株式会社の保安規定変更認可申請に係る行政相談

2 日時: 令和2年8月24日(月)14:00~14:40

3 場所: 原子力規制庁10階南会議室 ※テレビ会議システムにて実施

4 出席者

(1) 原子力規制庁原子力規制部研究炉等審査部門

菅原企画調査官、本多主任安全審査官、田村管理官補佐、堀内安全審査官、真田係長

(2) 日本核燃料開発株式会社 保安管理部長 他5名

5 要旨

(1) 日本核燃料開発株式会社(以下「NFD」という。)より、今後、三条改正に伴う使用施設に係る保安規定変更認可申請を予定しているところ、申請に先立ち以下の点について行政相談を受けた。

○品質マネジメントシステムなどの一部の条文について、保安規定の下部規程において詳細な記載で定めることとし、保安規定本体では概略を記載する形式を考えているが問題はあるか。

○使用規則第2条の12第1項第11号(放射性廃棄物の廃棄)において求められている平常時の環境放射線モニタリングの実施体制について、令和2年8月6日に行った原子力規制庁核燃料施設等監視部門との面談結果を踏まえ、「モニタリングポスト」は、環境放射線モニタリング設備として使用許可申請書に記載されている設備ではないため、保安規定変更認可申請書においても記載しないことを考えているが問題はあるか。

○使用規則第2条の12第1項第14号(記録及び報告)において求められている記録の管理について、NFDの使用許可には安全上重要な施設はないため、当該規定に基づくと、管理を行う必要がある記録は「警報装置から発せられた警報の内容」のみが該当すると解釈しているが、その理解でよいか。

○保安規定変更認可申請書の新旧対照表は、従来の形式のように新旧対照表に変更理由を加える形ではなく、変更理由の代わりに審査基準を記載する形で申請することを考えているがその形式でよいか。

(2) 原子力規制庁から、以下の点について伝えた。

○申請にあたっては、保安規定の審査基準等の要求事項に対応するための具体的な方法について、NFDの定める文書体系に基づき、保安規定の下位文書も含めた文書体系で定めることを妨げるものではない。一方、審査においては、保安規定の記載内容が審査基準に適合しているかを確認することとなるため、これらの内容を申請書に反映することが必要となる。

- モニタリングポストについては、許可事項で記載のある設備ではないことから、保安規定に記載する必要は無い。
- 使用規則第2条の12第1項第14号(記録及び報告)において求められている記録の管理については、安全上重要な施設はないことから「警報装置から発せられた警報の内容」のみが該当するという解釈で差し支えない。
- 保安規定変更認可申請書の新旧対照表については、従来の形式で作成することで差し支えない。なお、保安規定申請本文と保安規定審査基準、品質管理基準規則とその解釈との対応については、申請後、審査において確認する。

(3)NFDから、承知した旨の発言があった。

6 資料

日本核燃料開発(株)保安規定改訂に関する行政相談資料

以上